

## ◆実務問答会社法 第24回◆

## 株主総会に係る議決権行使書面の提出期限

渡辺邦広 弁護士

研究会・実務会社法  
監修 東京大学准教授 藤元 後

## ◆設問◆

取締役会設置会社である株式会社Aにおいて、X年六月二十七日（木）午前一〇時から株主総会が開催される。同社の本店における当該日時の直前の営業時間の終了時は、同月二六日（水）午後五時三〇分であるが、同社の本店以外の事務所・事業所の中には、営業時間の終了時が異なるものもある。なお、同社の定款には、株主総会に係る議決権行使書面の提出期限について特段の定めはない。

- 1 株主総会の招集を決定する取締役会決議において、議決権行使書面の提出期限を定めなかった場合、議決権行使書面の提出期限はいつになるか。
- 2 株主総会の招集を決定する取締役会決議により、議決権行使書面の提出期限を、株主総会当日中における総会開始時刻前の特定の時刻と定めることができるか。
- 3 議決権行使書面の提出期限の経過後、総会決議の採決時までの間に提出された議決

権行使書面について、会社の判断により、事務的に可能な限り有効と取り扱い、総会決議に反映させることが許容されるか。

- 4 株主総会を延期または続行した場合、議決権行使書面の提出期限の経過後、延会または継続会における採決時までの間に提出された議決権行使書面について、会社の判断により、事務的に可能な限り有効と取り扱い、総会決議に反映させることが許容されるか。また、その前提として、株主総会の延期または続行の決議について定足数は要求されるか。

## ◆回答◆

- 1 X年六月二十六日（水）午後五時三〇分が議決権行使書面の提出期限となる。
- 2 できる。
- 3 許容される。もともと、そのような取扱いをしないと会社提案が否決されることが見込

まれる状況で、あえて会社提案を可決するためにもそのような取扱いをした場合は、株主総会の招集の手続または決議の方法が著しく不公正であるとして決議取消事由に該当し得る。

- 4 許容される。また、そのような取扱いをしないと会社提案が否決されることが見込まれる状況で、あえて会社提案を可決するためにそのような取扱いをした場合であっても、延会または継続会との関係で、いつまでに提出された議決権行使書面を有効と取り扱うかを時間的余裕をもって株主に周知した上でそのとおりの取扱いをするのであれば、株主総会の招集の手続または決議の方法が著しく不公正であるとはいえない。なお、株主総会の延期または続行の決議について定足数は要求されない。

## ◆解説◆

## 一 小問1

株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、株主総会の招集を決定する取締役会決議において、その旨を定めなければならない（会社法二九八条一項三号）（注二）。その場合、書面による議決権行使の期限（議決権行使書面の提出期限）は、原則として「株主総会の日時の直前の営業時間の終了時」となるが、株主総会の招集を決定する取締役会決議において（注二）、「特定の時（株主総会の日時以前の時であって、

法第二百九十九条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。」を期限として定めることも可能である(同法三二一条一項、会社法施行規則六三条三号口、六九条)。

議決権行使書面の提出期限については、平成一七年改正前商法(以下「改正前商法」という)では株主総会の会日の前日とされていたが(同法三二九条の二第五項、廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律二一条の三第三項)、会社法の制定に当たり、集計作業上の実務上の負担を考慮して(注三)、営業時間ベースで「直前の営業時間の終了時」とされたものである。改正前商法が会日の(当日ではなく)前日を議決権行使書面の提出期限としていたのも会社の事務上の便宜を考慮したものであるとされていたところ(注四)、会社法の前記の規律は、これをさらに進めたものといえる。

前記の「直前の営業時間の終了時」の意義に關しては、「株主の権利行使をできる限り認めるといふ観点から、会社の事務所・事業所——日本国内のものに限られるという解釈の余地はあるが——の営業時間の終了時の中で最も遅い時刻が書面による議決権行使の期限となると解すべきであろう」という見解もある(注五)。しかし、前記のとおり、当該規定は、集計作業上の実務上の負担を考慮したものであるところ、海外はもとより、国内でも多数の事務所・事業所を有する会社において、株主総会の運営

に特に關与していない、どこか一つの事務所・事業所の営業時間の終了時が会社法上の議決権行使書面の提出期限に影響を与えるということになれば、集計作業の前提としての営業時間の終了時の確認が実務上の重い負担となるし、また、提出期限自体が不明確となってしまうおそれもある(注六)。したがって、前記の規定の趣旨も踏まれば、「直前の営業時間の終了時」の意義については、本店における「直前の営業時間の終了時」を意味すると解するのが適切と考えられる(注七)。

以上より、設問の場合には、本店における「直前の営業時間の終了時」である、X年六月二六日(水)午後五時三〇分が議決権行使書面の提出期限となる。

二 小問2

前記一のとおり、株主総会の招集を決定する取締役会決議において、議決権行使書面の提出期限として「特定の時」を定める場合には、当該「特定の時」は、「株主総会の日時以前の時」でなければならない(会社法二九八条一項五号、会社法施行規則六三条三号口)、「日時以前の時」という文言からしても、株主総会当日であることは禁止されておらず、株主総会当日中における総会開始時刻前の特定の時刻を「特定の時」として定めることも可能である(注八)。

三 小問3

提出期限の経過後に提出された議決権行使書面は、議決権行使の効力を有さないのが原則である。これに対し、そのような議決権行使書面を会社側が任意に有効と取り扱うことの可否については、学説上、改正前商法以来見解が分かれている。すなわち、同法の下では、合理的な理由なく差別するのでなければ、提出期限の経過後に提出された議決権行使書面についても会社の側から有効と認めてもよいとの見解がある一方で(注九)、その場合には、そのことを知らずに法定の提出期限を過ぎたため提出を断念する株主も有り得ること等から、招集通知等により全株主に通知しておくのが相当であるとの見解もあつた(注一〇)。また、会社法の下でも、会社法その判断で総会の当日に到着した議決権行使書面を受け付けることはさしつかえないとの見解がある一方で(注一一)、会社は議決権行使書面または招集通知に「議決権の行使の期限」を記載して株主に周知することが義務づけられるため(会社法施行規則六六条一項四号・四項)、議決権行使書面に記載された提出期限を変更する場合には、再度株主に周知する必要があるはずであり、そのような方法をとることなく会社の任意の判断で期限を過ぎて提出された議決権行使書面を有効と取り扱うことは認められないとの見解もある(注一二)。

この点、前記一のとおり、会社法の下でも、

議決権行使書面の提出期限の規定の趣旨は、会社の集計作業上の実務上の負担を考慮したものであることや、株主に期限を周知するのは議決権行使を確実に進めるようにするためであり、当該期限までの提出分を確実に受け付ければその趣旨を達成できると考えられることからすれば、会社が集計作業上の実務上の負担を甘受して、議決権行使書面の提出期限の経過後、採決時までの間に提出された議決権行使書面について、会社の判断により、事務的に可能な限り有効と取り扱い、総会決議に反映させることは許容されると解される(注一三)。

もつとも、議決権行使書面の提出期限までの提出分では(当日出席株主の行使分と合わせて)会社提案が否決されることが見込まれる状況において、あえて会社提案を可決するために議決権行使書面の提出期限の経過後に提出された議決権行使書面を有効と取り扱った場合は、株主総会の招集の手続または決議の方法が著しく不公正であるとして決議取消事由(会社法八三二条一項一号)に該当し得ると解される。たとえ、例年、議決権行使書面の提出期限の経過後に提出された議決権行使書面は無効と取り扱っていたにもかかわらず、ある年の株主総会において、同様の対応をすると会社提案が否決されることとなってしまう場合に、提出期限経過後に提出された議決権行使書面を殊更に有効と取り扱うことにより、会社提案を可決させたという場合には、著しく不公正とされやすいと考えら

れる(注一四)。これに対し、例年、できるだけ多くの株主の意思を反映するために、議決権行使書面の提出期限の経過後、採決時までの間に提出された議決権行使書面についても、事務的に可能な限り有効と取り扱っていた会社において、ある年の株主総会においても同様の対応をしたところ、提出期限経過後に提出された議決権行使書面を無効と取り扱っていれば否決されたはずの会社提案が、可決されることになったという場合には、著しく不公正とは言い難いと考えられる(注一五)。

また、議決権行使書面の提出期限までの提出分では(当日出席株主の行使分と合わせて)株主総会議案(会社提案を含む)の定足数を満たさないことが見込まれる状況において、定足数を確保するために議決権行使書面の提出期限の経過後に提出された議決権行使書面を有効と取り扱ったというだけであれば、会社が集計作業上の実務上の負担を甘受することにより、定足数に足る株主の意思が反映された決議が成立するようにになったにすぎないから、株主総会の招集の手続または決議の方法が著しく不公正とはいえないと考えられる。

四 小問4

株主総会において延期または続行の決議がされた場合には、株主総会の招集手続についての会社法二九八条および二九九条の規定は適用されず、あらためて招集手続をとることは不要と

なる(同法三一七条(注一六))。このように、延会または継続会について株主総会の招集を決定する取締役会決議に係る同法二九八条の規定があらためて適用されない以上は、当初の株主総会の招集を決定する取締役会決議により議決権行使書面の提出期限が「特定の時」をもって定められていた場合(同法二九八条一項五号、会社法施行規則六三三号三ロ)には、延会または継続会についても、当該提出期限自体はそのまま変わらないものと解される。また、そのような「特定の時」が定められていない場合には、「株主総会の日時の直前の営業時間の終了時」(同規則六九条)が、延会または継続会の日時の直前の営業時間の終了時に更新されないかが問題となるものの、その場合であっても議決権行使書面または招集通知に当初の「議決権の行使の期限」が記載されていること(同規則六六条一項四号・四項)からすれば、やはり当該提出期限自体はそのまま変わらないものと解される。

とすれば、当初の議決権行使書面の提出期限の経過後に提出された議決権行使書面の取扱いについても、基本的に、前記小問3で述べたのと同様に解すべきである。すなわち、まず、議決権行使書面の提出期限の経過後、延会または継続会における採決時までの間に提出された議決権行使書面について、会社の判断により、事務的に可能な限り有効と取り扱い、総会決議に反映させることは許容されると解される。

もつとも、議決権行使書面の提出期限までの

提出分では(当日出席株主の行使分と合わせて)会社提案が否決されることが見込まれる状況において、あえて会社提案を可決するために延期または続行の上、議決権行使書面の提出期限の経過後に提出された議決権行使書面を有効と取り扱った場合は、株主総会の招集の手続または決議の方法が著しく不公正であるとして決議取消事由(会社法八三一条一項一号)に該当し得ると解される。しかし、この場合でも、延会または継続会の会日までに、一般的な株主が議決権行使書面の提出を行うことが可能な程度の期間(たとえば、数営業日程度)の余裕をもって、議決権を有する全株主(または、少なくとも議決権行使書面を提出していない全株主)に対して、いつまでに提出された議決権行使書面を有効と取り扱うかを周知した上でそのとおりの取扱いをするのであれば、著しく不公正とはいえないと考えられる(注一七)。

また、(当初の)議決権行使書面の提出期限までの提出分では(当日出席株主の行使分と合わせて)株主総会議案(会社提案を含む)の定足数を満たさないことが見込まれる状況において、定足数を確保するために、延期または続行の上、議決権行使書面の提出期限の経過後に提出された議決権行使書面を有効と取り扱ったというだけであれば、会社が集計作業上の実務上の負担を甘受することにより、定足数に足る株主の意思が反映された決議が成立するようになったにすぎないから、著しく不公正とはいえないと考えられる。

ないと考えられる。

なお、以上の前提として、会社法三一七条に基づき延期または続行の決議自体に定足数が必要かも問題となり得る。この点については、延期または続行の決議に同法三〇九条一項の適用があるかが問題となる(注一八)、延期または続行の決議は、議案そのものに関する決議ではなく、議事進行に関する決議であることから、議場に出席している株主(代理人による出席者を含む)の議決権の過半数をもって可決されれば足り、当該決議自体に定足数は要求されないと解される(注一九)。

(注一) 本稿においては、議決権行使書面の提出期限について検討するが、本稿で論じる内容は、基本的に電磁的方法による議決権行使(会社法二九八条一項四号)にも当てはまる。

(注二) 議決権行使書面の提出期限については、株主総会の招集を決定する取締役会決議において具体的に定めるのではなく、取締役に当該事項の決定を委任する旨を決定することも認められている(会社法施行規則六三条三号柱書、設問においては、そのような委任の決定もなされていらないものとする)。

(注三) 法務省民事局参事官室「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」(平成一五年一〇月) 第四部第四一(4)①参照。

(注四) 稲葉威雄『改正会社法』(金融財政事情研究会、一九八二)一六七頁。

(注五) 弥永真生『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則(第二版)』(商事法務、二〇一五)三五二頁。

(注六) この点に関して、実務上の対応としては、議決権行使書面の提出期限を明確化する観点から、株主総会の招集を決定する取締役会決議において、本店における「直前の営業時間の終了時」等を議決権行使書面の提出期限である「特定の時」として定めることも考えられる。

もっとも、その場合には、株主総会招集通知を当該「特定の時」の二週間前までに発送する必要があるため(会社法施行規則六三条三号ロ)、「特定の時」を定めなかった場合よりも、実質的に一日早く招集通知を発送する必要がある(会社法二九九条一項参照)。上場会社における昨今の株主総会招集通知の早期発送の流れの中では、そのような対応をとることについては実務上の支障は小さくなっているとはいえるであろうが、単に議決権行使書面の提出期限を明確化するためだけに「特定の時」を定めることが必要になり、会社法上、招集通知の発定期限が実質的に一日早くなってしまうという帰結は、本文記載のとおり、「直前の営業時間の終了時」という規定が実務上の負担を考慮したものであることからしても、合理的とは思われな

(注七) 岩原紳作編「会社法コンメンタール7——機関(1)」(商事法務、二〇一三)二〇七頁〔松中学〕参照。

(注八) 相澤哲編著『立案担当者による新会社法関係法務省令の解説』別冊・商事法務三〇〇号(二〇一六)九頁。

(注九) 稲葉・前掲(注四)一六七頁〜一六八頁は、改正前商法の議決権行使書面の提出期限の規定について、「会社の事務上の便宜を考慮し

たものであるから、当日総会で決議がされるまでに提出されたものについては、会社の意思によりこれを有効なものとして取り扱うことができる。もちろん、この場合は一律に取り扱うべきであつて、会社執行部にとって有利なものであるかどうかによって区別するようなことは許されない」とする。また、浜田道代「委任状と書面投票」河本一郎先生還暦記念『証券取引法大系』（商事法務研究会、一九八六）二六〇頁も、「株主総会の当日に会社に提供された議決権行使書面は、議決に算入する必要がないが、算入することも可能である。もつともその場合に、合理的な理由なく差別的な取扱いをなすことは許されない」とする。

〔注一〇〕 稲葉威雄ほか編『新訂版』実務相談株式会社法2（商事法務研究会、一九九二）六六三頁（醍醐隆）。

〔注一一〕 神田秀樹『会社法（第二〇版）』（弘文堂、二〇一八）一九三頁。

〔注一二〕 江頭憲治郎・中村直人編著『論点体系会社法2——株式会社II』（第一法規、二〇一二）四八五頁（松山遥）。改正前商法下の稲葉ほか・前掲〔注一〇〕（醍醐）と親和性のある見解といえよう。

〔注一三〕 岩原・前掲（注七）二〇八頁（松中）参照。なお、このように、議決権行使書面の提出期限の経過後、採決時までの間に提出された議決権行使書面について、事務的に可能な限り有効と取り扱うという判断については、取締役会決議により提出期限として「特定の時」を定めていた場合でない限り、会社が集計作業上の実務上の負担を考慮して定めた期限につい

て、会社が当該負担を甘受するという意味合いにすぎないことを踏まえると、取締役会決議によらず、株主総会の召集者または議長の判断で行つてもよいものと考えられる。

〔注一四〕 この場合でも、議決権行使書面の提出期限の経過後に提出された議決権行使書面も有効に取り扱う旨を、株主が議決権行使書面を提出する時間的余裕をもつて、あらかじめ株主に周知した場合であれば著しく不正とはいえないと考えられるが、後記の小問4のような延期または続行の場合を除き、そのような対応をすることは時間的に困難な場合が多いであろう。

〔注一五〕 逆に、例年、議決権行使書面の提出期限の経過後、採決時までの間に提出された議決権行使書面についても、事務的に可能な限り有効と取り扱っていた会社において、ある年の株主総会で、同様の対応をすると会社提案が否決されることとなつてしまう場合に、当該株主総会のみ提出期限経過後に提出された議決権行使書面を無効と取り扱うことにより、会社提案を可決させたという場合には、提出期限を厳格に適用したのみではあるものの、恣意的な対応をしているという点において、株主総会の召集の手続または決議の方法が著しく不正とされ得ると考えられる。

〔注一六〕 会社法三一七条に基づく延期または続行の決議が有効となり、あらためて招集手続をとることが不要となるためには、一定の要件を満たす必要があると解されているところ（岩原・前掲（注七）二八七頁以下（前田重行）、小問4においては、かかる要件は満たされており、あらためて招集手続をとらずに延会または

継続会を行うことを前提とする。

〔注一七〕 この場合の周知の方法は、周知性の観点から実質的に判断すべきであるが、当初の招集通知が書面で送付されていた場合には、対象となる各株主に対して書面で通知するのが原則となろう。また、この場合は、単に事務的に可能な限り有効と取り扱うのではなく、議決権行使書面の提出期限を実質的に再設定するものであるから、かかる再設定については取締役会決議によるのが相当と考えられる。

〔注一八〕 定款において、「株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもつて行う」と定められているなど、一般的な普通決議について定款規定により定足数の定めが排除されていれば、延期または続行の決議に会社法三〇九条一項の適用があると解した場合であっても、定足数は不要となる。

〔注一九〕 浜田・前掲（注九）二六五頁も、議事進行上の動議について、「これらの事項は、本来、自ら出席した株主だけによつて決定されるべきものである。また、わずかな出席株主のみによつて決定がなされようと、株主の権利そのものに影響が及ぶ事項でないから、さしつかえないといえる」とする。

（わたなべ・くにひろ）

◆予告◆  
第二五回は、野澤大和弁護士による「みなし清算条項を定款で定めることの有効性（仮題）」を予定しています。（編集部）